

道路の使用許可取扱要領の制定についての実施に関し必要な許可基準例、許可条件例及び様式の制定について（例規乙）

〔平成29年12月18日〕
兵警交規例規乙第9号

道路の使用許可取扱要領の制定についての実施に関し必要な許可基準例、許可条件例及び様式の制定についてを下記のように定め、平成30年1月1日から実施する。

記

1 趣旨

この通達は、道路の使用許可取扱要領の制定について（昭和53年兵警交規例規第17号。以下「例規」という。）の実施に関し必要な許可基準例、許可条件例及び様式を定めるものとする。

2 許可基準例

例規第2の(5)に規定する許可基準例は、別表のとおりとする。

3 許可条件例

例規第6の1の(4)に規定する許可条件例は、別記のとおりとする。

4 連絡票

例規第2の(6)に規定する連絡票の様式は、様式第1号のとおりとする。

5 道路使用許可申請書の不許可通知書

例規第7の(1)に規定する道路使用許可申請書の不許可通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

6 道路使用許可に関する（不許可、取消、停止）処分報告書

例規第7の(3)に規定する道路使用許可に関する（不許可、取消、停止）処分報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

7 条件変更通知書

例規第8の(1)に規定する条件変更通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

8 道路使用許可の取消（停止）通知書

例規第9の4の(3)に規定する道路使用許可の取消（停止）通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

9 道路使用許可申請処理簿

例規第12の1に規定する道路使用許可申請処理簿の様式は、様式第6号のとおりとする。

10 道路使用許可申請書長期保存管理票

例規第12の2に規定する道路使用許可申請書長期保存管理票の様式は、様式第7号のとおりとする。

11 緊急工事通報受理簿

例規第16に規定する緊急工事通報受理簿の様式は、様式第8号のとおりとする。

12 道路使用許可件数及び現場指導結果報告書

例規第17の1に規定する道路使用許可件数及び現場指導結果報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

13 道路使用許可現場における事故発生状況報告書

例規第17の2に規定する道路使用許可現場における事故発生状況報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

別表（2関係）

許 可 基 準 例

1 工事又は作業（法第77条第1項第1号）

区 分 種 別	許 可 の 基 準	許 可 件 数	許 可 期 間
道路工事 〔道路の維持、修繕、改良等の工事〕	(1) 道路を横断して行う工事は、原則として2以上に分けて行うものであること。 (2) 使用する道路の区間は、土砂及び資機材の置場を含めて、原則として100メートル以内に区切って行うものであること。 (3) 工事の時間帯以外は、できる限り復旧又は覆工措置が執られるものであること。 (4) 沿道建築物等の出入口を塞ぐ場合は、必要な通路等を設けるものであること。 (5) 掘削工事の場合は、陥没、崩壊等の事故防止措置が執られるものであること。 (6) 工事の現場には、工事予告、う回案内等の標示施設及び保安柵、注意燈等の防護施設を設置するほか、必要に応じて保安要員を配置するものであること。 (7) ホッパーなど大規模な工事用施設は、原則として交差点、道路の曲がり角又は横断歩道から5メートル以内の場所その他著しく交通の妨害となる場所に設置するものでないこと。	1 施行箇所ごとに1件とすること。ただし、同一申請者が同一警察署管内において同種の工事又は作業を同一条件の下、順次2箇所以上で行うときは、期間が1箇月以内のものをまとめて1件とすることができる。	使用の形態、当該道路の交通の状況等を勘案して必要最小限度の期間
道路埋設工事 〔ガス管、水道管、下水道管、電話線、電力線等の地下埋設工事〕			
地下工事 〔地下鉄、地下道、地下街等の設置〕			
高架橋作業 〔歩道橋等の架設改良管理等の作業〕	(1) 落下物が予想される道路上には、保安柵の設置、保安要員の配置など落下物からの防護措置が講ぜられていること。 (2) 落下物の防護施設の下端が、原則として路面から5メートル以上であること。ただし、やむを得ない理由により、5メートル未満とする場合は、路面の高さを通行車両等に見えやすい方法で表示されるものであること。 (3) 桁受台、足場等は、原則として道路上に設けるものでないこと。	同 上	同 上
架線作業 〔電気、電話等の架線作業〕	(1) 落下物が予想される道路上には、保安柵の設置、保安要員の配置など落下物からの防護措置が講ぜられていること。 (2) 使用する道路の区間は、原則として500メートル以内に区切って行うものであること。 (3) はしご、柱等を道路上で使用する場合は、保安要員を配置するものであること。	同 上	同 上
点検・清掃作業 〔マンホールの点〕	作業中は、道路上に保安柵等を設置するほか、保安要員を配置するものであること。	同 上	同 上

<p>検、清掃、補修、ケーブルの引込み等の作業 除草・清掃作業</p>			
<p>ゴンドラ作業 道路の上空でつり足場を使用し て行う高層物の 清掃、補修等の 作業</p>	<p>(1) 申請書の受理に際しては、当該ゴンドラが労働基準監督署の認可を受けたものであることが確認できること。 (2) 落下物が予想される道路上には、保安柵の設置、保安要員の配置など落下物からの防護措置が講ぜられていること。 (3) 作業時間以外は、ゴンドラを道路上空に懸垂し、又は路面に置かないものであること。</p>	同 上	同 上
<p>交通量調査</p>	<p>(1) 2 箇所以上で同時に行われる申請を受理する場合、各調査箇所ごとの現場責任者が明確であること。 (2) 調査に際しては、原則歩道上で行うものであること。歩道上での調査が困難な場合は、安全を確保した上で行うものであること。</p>	<p>1 調査箇所ごとに 1 件とすること。ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同一条件の下、順次又は同時に 2 箇所以上で行うときは、期間が 1 箇月以内のものをまとめて 1 件とすることができる。</p>	同 上
<p>搬出入作業 作業を伴う資機材の搬出入作業 生コンクリートの打設作業</p>	<p>作業中は、道路上に保安柵等を設置するほか、保安要員を配置するものであること。</p>	<p>1 箇所ごとに 1 件とすること。</p>	同 上
<p>移動入浴車による作業 移動入浴車内で入浴させる場合 又は移動入浴車を湯沸かしの用具として使用する 場合</p>	<p>作業中は、道路上に保安柵等を設置させるほか、保安要員を配置するものであること。</p>	<p>1 作業箇所ごとに 1 件とすること。ただし、同一申請者が同一警察署管内において、同一条件の下、順次又は同時に 2 箇所以上で行うときは、期間が 1 箇月以内のものをまとめて 1 件とすることができる。</p>	6 箇月以内

2 工作物の設置（法第77条第1項第2号）

- (1) 法第77条第1項第2号に規定する工作物を設置しようとする者が当該設置のため同項第1号に規定する作業をしようとするときは、同項第2号の許可により同項第1号及び第2号の行為を行うことができる。
- (2) 前記(1)の場合において、工作物の設置に係る種別によっては、順次2箇所以上設置及び設置作業を行うときは、1箇月以内に設置できるものを取りまとめて、1件の許可とすることができる。
- (3) 許可期間は、種別に応じて5年以内又は10年以内とするが、占用許可期間が明らかな場合は占用許可と同一の期間とすること。

区 分 種 別	許 可 の 基 準	許 可 件 数	許 可 期 間
石碑、銅像	(1) 公益上又は社会慣習上やむを得ないものに 限ること。 (2) 橋詰広場、緑地帯等交通の妨害になら ない場所に設置するものであること。 (3) 信号機又は道路標識の効用を妨害しな いものであること。	設置箇所ごとに 1件とすること。	5年以内
公衆電話ボックス、 電柱	交差点、道路の曲がり角又は横断歩道以外 の路端（歩道上では、原則として車道寄り） で信号機又は道路標識の効用を妨害しない場 所に設置するものであること。	設置箇所ごとに 1件とすること。 ただし、同一申 請者が同一警察 署管内において	10年以内
郵便ポスト			5年以内
街路灯	(1) 信号機又は道路標識の効用を妨害しない 路端（歩道上では原則として車道寄り）に 設置するものであること。 (2) 道路の上空に突出するものについては、 突出部の下端は路面から4.5メートル(歩道 上では2.5メートル)以上であること。 (3) 燈火は、点滅式以外のものであること。	同種のを2 箇所以上に設置 するときは、1 箇月以内に設置 できるものをま とめて1件とす ることができる。	同 上
バス停留所標識、タ クシー乗場標識	(1) 交差点、道路の曲がり角又は横断歩道か ら5メートル以内にバス等が停車すること とならない路端（歩道上では、車道寄り） で、信号機又は道路標識の効用を妨害しな い場所に設置するものであること。 (2) 高さ3メートル以内、幅0.45メートル以 内であること。 (3) 時間表、案内図等を添加する場合の幅は、 標識の幅以内であること。	同 上	同 上
バス停留所の上屋	(1) 原則として、歩道部分に設置するもので あること。 (2) 上屋の下端は、路面から4.5メートル（歩 道上では2.5メートル）以上であること。 (3) 支柱の位置は路端（歩道の場合は車道寄 り）であること。 (4) 容易に倒壊しない強固な構造であること。	同 上	同 上

	(5) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものであること。		
消火栓標識、指定消防水利標識	交差点、道路の曲がり角又は横断歩道から5メートル以上離れた路端で信号機又は道路標識の効用を妨害しない場所に設置するものであること。	同 上	同 上
店舗、事務所、電柱等に取り付ける看板	(1) 看板類の下端は、路面から4.5メートル(歩道上では2.5メートル)以上であること。 (2) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものであること。 (3) 電柱に取り付ける場合、電柱1本につき1個とし、その掲出方向は、歩車道の区別のある道路では歩道側、歩車道の区別のない道路では民地側であること。ただし、民地側に余地がない場合は、この限りでない。	電柱1本又は店舗等1箇所ごとに1件とすること。ただし、同一申請者が同一警察署管内において同種のを2本以上の電柱等に取り付ける場合は、まとめて1件とすることができる。	同 上
広告塔	(1) 公益上又は社会慣習上やむを得ないものであって、一時的な設置であること。 (2) 橋詰広場、分離帯、緑地帯等交通の妨害とならない場所に設置するものであること。 (3) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものであること。	設置箇所ごとに1件とすること。	同 上
標柱	(1) 官公庁その他公益上必要な施設の所在を表示するものであること。 (2) 交差点、道路の曲がり角又は横断歩道から5メートル以上離れた路端(歩道上では、原則として民地寄り)に設置するものであること。 (3) 高さ1.8メートル以内、各辺の幅0.2メートル以内のものであること。	同 上	同 上
掲示板、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づくポスター掲示場	(1) 官公庁が設置するものであること。 (2) 交差点、道路の曲がり角又は横断歩道から10メートル以上離れた路端(歩道上では、原則として民地寄り)に設置するものであること。 (3) 高さ1.8メートル以内に設置するものであって、各辺の幅2メートル以内のものであること。	設置箇所ごとに1件とすること。ただし、同一申請者が同一警察署管内において公職選挙法に基づくポスターの掲示場を2箇所以上設置する場合は、まとめて1件とすることができる。	同 上

上空に架設されるベルトコンベア、パイプ等	(1) 交差点、道路の曲がり角等見通しを妨げる場所への設置ではないこと。 (2) 支柱を道路に設置するものでないこと。 (3) 工作物の下端は、路面から5.5メートル以上であること。 (4) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものであること。	設置箇所ごとに1件とすること。	同	上	
上空通路	道路の上空に設ける通路の取扱い等について（平成30年7月11日付け警察庁丁規発第84号）によるものであること。	同	上	同	上
アーチ	(1) 原則として、交通の頻繁な道路でないこと。 (2) 交差点、道路の曲がり角又は横断歩道から5メートル以上離れた場所に設置するものであること。 (3) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものであること。 (4) アーチの下端は、路面から5メートル以上であること。ただし、アーケードの両端に設置するものについては、アーケードのより以上であること。	同	上	同	上
アーケード 〔日よけ、雨よけ〕 を除く。〕	アーケードの設置基準（昭和30年国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号）によるものであること。	同	上	同	上
日よけ、雨よけ	(1) 原則として、歩道部分に設置するものであること。 (2) 日よけ等の下端は、路面から4.5メートル（歩道上では2.5メートル）以上であること。 (3) 原則として、支柱を道路に立てない構造であること。 (4) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものであること。	同	上	同	上
建築作業用の足場、板囲い、掛出し等	(1) 足場には、落下物の防護施設を設置するものであること。 (2) 板囲い、足場の出幅は、原則として1メートル以内とし、板囲いの高さは路面から1.8メートル以上であること。 (3) 足場、掛出し（柱を設けないもの）等防護施設の下端は、路面から4.5メートル（歩道上では2.5メートル）以上であり、掛出し等防護施設の下には、夜間、照明設備を設置するものであること。 (4) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものであること。	同	上	同	上

歩行者用横断旗入れ	(1) 設置者及び管理者は、地方公共団体、交通安全協会その他公共的な団体であること。 (2) 小学校、幼稚園、保育園、老人福祉施設等の付近で、横断歩道のある場所及び横断歩行者の安全を確保するために必要な場所であり、かつ著しく交通の障害にならない場所であること。 (3) 大きさ等は、高さ0.75メートル、方径又は直径0.25メートル以内のものであり、容易に倒壊しないものであること。 (4) 設置後の管理責任を明確にするため、横断旗入れに管理者名を表示するものであること。	設置箇所ごとに1件とすること。ただし、同一申請者が同一警察署管内において同種のを2箇所以上に設置するときは、まとめて1件とすることができる。	同	上
舞台、やぐら	(1) 祭礼、盆踊等に伴うものであって、一時的な設置であること。 (2) 容易に倒壊しない強固なものであること。	設置箇所ごとに1件とすること。	同	上
のぼり、小旗、ちょうちん、造花等	(1) 公益上又は社会慣習上やむを得ないものであって、一時的な設置であること。 (2) 設置幅は、1メートル以内であること。 (3) 道路の上空に設けるものについては、その下端を路面から4.5メートル（歩道上では2.5メートル）以上であること。 (4) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものであること。	設置箇所ごとに1件とすること。ただし、同一申請者が同一警察署管内の同一路線上に2箇所以上設置する場合は、まとめて1件とすることができる。	同	上
横断幕	(1) 公益上又は社会慣習上やむを得ないものであって、一時的な設置であること。 (2) 原則として、交通の頻繁な道路でないこと。 (3) 横断幕の下端は、路面から5メートル（歩道上では3メートル）以上であること。 (4) 信号機又は道路標識の効用を妨害しないものであること。	同	上	同

3 露店、屋台店等（法第77条第1項第3号）

区 分 種 別	許 可 の 基 準	許 可 件 数	許 可 期 間
露店、屋台店、商品台、靴みがき、自動販売機	(1) 祭礼、縁日等に伴う出店等公益上又は社会慣習上やむを得ないものであって、一時的な使用に限るものであること。 (2) 交通の頻繁な道路でないこと。 (3) 交差点、道路の曲がり角又は横断歩道から5メートル以上離れた場所であること。	原則として1店舗（個）ごとに1件とすること。	1箇月以内。ただし、毎月1回以上定期的かつ定期的に出店される露店等について

	(4) 使用の場所は、歩道又は車道の側端であること。 (5) 使用の範囲は、原則として間口2メートル以内、奥行1.5メートル以内であること。	ては、1年以内とすることができる。
--	---	-------------------

4 公安委員会の定める行為（法第77条第1項第4号に基づく細則第11条）

種 別 \ 区 分	許 可 の 基 準	許 可 件 数	許 可 期 間
みこし、だし等細則第1号に定めるもの	(1) 交通の頻繁な道路でないこと。ただし、短区間の通行又は横断の場合は、この限りでない。 (2) 通行時間及び通行区分は、使用する道路又は交通の状況に応じたものであること。 (3) 1台ごとに責任者を定め、その指示に従うものであること。 (4) 自動車に積載する場合を除き、一般歩行者の歩行程度の速度で通行するものであること。 (5) 危険防止のためやむを得ない場合のほか後退するものでないこと。 (6) 蛇行して通行するものでないこと。 (7) 同一コースを同時に2台以上通行するものについては、1台ごとに区分され、少なくとも50メートル以上の距離を保って通行するものであること。 (8) 乗車する人員は、乗車装置に座れる範囲の人員であること。 (9) 酒気を帯びている者を乗せ、又は操作させるものでないこと。 (10) 必要に応じた自主整理員を配置するものであること。 (11) 進行中に印刷物その他のものを散布し、又は交付するものでないこと。	1つの催しごとに1件とすること。ただし、同一申請者が同一警察署管内において2箇所以上で行うときは、まとめて1件とすることができる。	7日以内
ロケーション、撮影会、催物等細則第2号に定めるもの	(1) 原則として、著しく交通の妨害となる場所又は時間でないこと。 (2) 照明、投光器等を使用する場合は、他の車両の運転者の目を幻惑しない措置が講じられるものであること。 (3) 資機材は、できるだけ道路上に置かないこと。 (4) 必要に応じた自主整理員を配置するものであること。 (5) 道路でサイン行為をするものでないこと。	1箇所ごとに1件とすること。ただし、同一申請者が同一警察署管内において2箇所以上で行うときは、まとめて1件とすることができる。	同 上
競技会、仮装行列等細則第3号に定める	(1) 交通の頻繁な道路では、できる限り交通量の少ない時間帯に行うものであること。	1つの催しごとに1件とすること	同 上

もの

- (2) 行進中に印刷物その他のものを散布し、と。
又は交付するものでないこと。
- (3) 必要に応じた自主整理員を配置するものであること。
- (4) 歩行者と車両が一体となって行進するものについては、参加車両が少なく、かつ、著しい交通の障害がないと認められるものであること。この場合において、歩行者の行進については、下記(6)に準ずること。
- (5) 車両のみが行進するものについては、次によること。
- ア 行進隊形は1列とし、車両が多数の場合は、自動車（自動二輪車を除く。）はおおむね5台、自動二輪車及び原動機付自転車はおおむね10台、自転車はおおむね15台をそれぞれ1隊として区分し、各隊ごとに責任者を付けるものであること。
- イ 種類の異なった車両を使用する場合は、できる限り種類ごとに区分されたものであること。
- ウ 各隊間の距離は、自動車及び原動機付自転車にあつてはおおむね150メートル以上、自転車にあつてはおおむね50メートル以上であること。
- エ 原則として、歩行者用道路の通行又は一方通行道路の逆行となる通行をしないものであること。
- (6) 歩行者が行進するものについては、次によること。
- ア 行進隊形は、道路又は交通の状況及び参加人員の数により、2列ないし、4列の縦隊にするほか、150人ないし200人を1隊として区分し、各隊ごとに責任者を付けるものであること。
- イ 各隊間の距離は、おおむね20メートル以上であること。
- ウ 通行区分は、車道の右側端であること。ただし、道路又は交通の状況により、車道の左側端又は歩道とすることができる。
- エ 蛇行進、渦巻行進、遅足行進、駆足行進又は道路に広がったままの行進等をしないものであること。
- オ 旗ざお等を構え、又は振るなどの行為をしないものであること。
- (7) マラソン、ラリー等の競技については、次によること。
- ア 審判又は連絡のため使用する自動車は、必要最小限度とし、応援用の車両は使用しないものであること。
- イ マラソンの場合の通行区分は、使用す

	<p>る道路又は交通の状況に応じたものであること。</p> <p>ウ 出発地、到着地及び中継地点は、できる限り一般交通の妨害とならない広場、空地等を使用するものであること。</p>		
消防の訓練等細則第4号に定めるもの	<p>(1) 原則として、著しく交通の妨害となる場所又は時間でないこと。</p> <p>(2) 必要に応じた自主整理員を配置するものであること。</p>	1箇所（1組）ごとに1件とすること。ただし、同一申請者が同一警察署管内において2箇所（2組）以上で行うときは、まとめて1件とすることができる。	7日以内
チンドン屋、サンドイッチマン等細則第5号に定めるもの	<p>(1) 原則として、著しく交通の妨害となる場所又は時間でないこと。</p> <p>(2) 1団の構成員は、おおむね10人以内であること。</p> <p>(3) 旗、プラカード等は、幅1メートル以内で、その下端（支柱を除く。）は路面から2メートル以上となるように持ち、かつ、1人で容易に持ち歩きができるものであること。</p> <p>(4) 宣伝中は、みだりに停止しないこと。</p>	同上	同上
車両による広告等細則第6号に定めるもの	<p>(1) 同一コースについては、原則として、1台で広告等をするものであること。ただし、祭礼又はパレードの行列等のなかで一時的に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 車両に取り付ける装飾等は、他の車両の運転者の目をげん感しない措置が講じられるものであること。</p> <p>(3) 学校、幼稚園、病院又は福祉施設の付近においては、できるだけ拡声器を使用しないものであること。</p> <p>(4) 拡声器を使用する場合には、視覚障害者用信号機音等の交通の安全のために鳴らされる音が聞きとれないような大きな音を発しないものであること。</p> <p>(5) みだりに他の車両の通行を妨げるような、遅い速度で進行するものでないこと。</p> <p>(6) 車両から印刷物その他のものを散布し、又は交付するものでないこと。</p>	1台ごとに1件とすること。ただし、祭礼又はパレードの行列等で同時に2台以上で行うときは、まとめて1件とすることができる。	1箇月以内
寄付募集等細則第7号に定めるもの	<p>(1) 原則として、著しく交通の妨害となる場所又は時間でないこと。</p> <p>(2) 原則として、机、台等を道路に置かない</p>	1箇所ごとに1件とすること。ただし、同一申	7日以内

	<p>方法によるものであること。</p> <p>(3) 1箇所における従事員は、おおむね5人以内であること。</p>	<p>請者が同一警察署管内において2箇所以上で行うときは、まとめて1件とすることができる。</p>	
<p>広告物の散布等細則第8号に定めるもの</p>	<p>(1) 通行人に危害を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>(2) 交差点、道路の曲がり角又は横断歩道以外の路端で行うものであること。 また、歩車道の区別のある道路では、歩道で行うものであること。</p> <p>(3) 車両から散布し、又は交付しないものであること。</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>演説、演芸等細則第9号に定めるもの</p>	<p>(1) 原則として、著しく交通の妨害となる場所又は時間でないこと。</p> <p>(2) 必要に応じた自主整理員を配置するものであること。</p> <p>(3) 学校、幼稚園、病院又は福祉施設の付近においては、できるだけ拡声器を使用しないものであること。</p> <p>(4) 拡声器を使用する場合については、視覚障害者用信号機音等の交通の安全のために鳴らされる音が聞きとれないような大きな音を発しないものであること。</p> <p>(5) 車両を使用して行う場合は、原則として1台で行うものであること。 車両から印刷物その他のものを散布し、又は交付するものでないこと。</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>人の移動の用に供するロボット又は遠隔型自動運転システムの実証実験等細則第10号に定めるもの</p>	<p>(1) 実用化に向けた技術開発等に資することを目的とした実証実験であること。</p> <p>(2) 原則として、著しく交通の妨害となる場所又は日時が含まれるものでないこと。</p> <p>(3) 安全確保措置等の安全対策措置が講じられるものであること。</p> <p>(4) 緊急時に必要となる措置が講じられるものであること。</p> <p>(5) 特定自動配送ロボット等の実証実験は、当該ロボットを走行させようとする場所と同一又は類似の環境において、当該ロボット（同型のものを含む。）を用いた遠隔操作での走行実績を有するものを対象として行われるものであること。</p> <p>(6) 遠隔型自動運転システム及び特別装置自動車の実証実験は、当該システム又は当該自動車を用いた審査を受け、これに合格しているものを対象として行われるものであ</p>	<p>1つの実験ごとに1件とすること。ただし、遠隔型自動運転システムの実証実験（既に遠隔型自動運転システムの実証実験が終了している車両を2台以上使用して行うものを除く。）は、1台ごとに1件とする。</p>	<p>6箇月以内。ただし、特定自動配送ロボット等の実証実験については、1年以内とすることができる。</p>

ること。